

答申 第 291 号  
平成21年2月 9日

千葉県教育委員会委員長  
天笠 茂 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成15年5月30日付け教総第134号による下記の諮問について別紙のとおり答申  
します。

記

諮問第245号

平成11年7月27日付けで異議申立人から提起された、平成11年6月18日付け  
教総第1号の187及び平成11年7月14日付け教総第1号の429で行った公文書不  
存在等通知に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成11年6月18日付け教総第1号の187（以下「本件決定1」という。）及び平成11年7月14日教総第1号の429（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて以下「本件決定」という。）による公文書を不存在とした決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関委員長は、請求に係る公文書が不存在と主張するが、異議申立人は合理的かつ客観的な根拠に基づいて公文書公開請求を行っているのであり、本件請求公文書が存在しないと主張する主張は、そのまま受け入れることはできない。

例えば1998年5月、高校教育課は県民からの公文書公開請求に加え、請求者から請求内容の説明を受け、公文書が存在することを確認しながら請求内容の解釈を故意に歪め、公文書が「不存在」であるとの決定を行い、異議を申し立てられている。

(2) 文書の呼名はどうであれ、当該文書は事務遂行のために県職員によって作成された紛れもない公文書である。仮にこのような言い抜けが通用するならば、今後県が扱う文書は全て「事務連絡文書」として県民から隠すことが出来、広報的文書のみを公文書として開示すればよいことになるからである。

(3) 県あるいは県職員はこの「事務連絡文書」で事務を遂行しており、紛れもなく職員が職務上作成した公的性格を有する文書に他ならない。ちなみに情報公開審査会等の委員がまともであり、かつ情報公開が進んだ先進的な自治体においては、「事務連絡文書」はおろか場合によっては主権者が要望する文書がない場合、これを新たに作成するよう指導している民主主義が発展した地域があることを銘記すべきである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

事務連絡文書は、担当者が職務遂行上、口頭で照会や確認等が行える程度の内容について、照会先等が多数の場合の利便性や、内容の正確性を期するため、電話等に代え一時的・便宜的に作成したものである。

よって、事務連絡文書は担当者が担当者の個人名や担当者が属する係・班等名で発したものであり、決裁権者による決裁は受けていないので、文書規程等による管理をしていない。

また、事務連絡文書は、必要がなくなれば担当者自ら破棄したり個人で保管するなどの処理をしていることから、公文書の文書目録のような記録は存在せず、組織的に管理されたものではなく、公文書には該当しないものなので、本件決定を行ったものである。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

##### 1 本件異議申立てについて

異議申立人は、平成11年6月4日付けで「教育庁総務文書課事務連絡文書1999年5月分」（以下「本件請求1」という。）及び平成11年6月30日付けで「教育庁総務文書課事務連絡文書1999年6月分」（以下「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を併せて以下「本件請求」という。）について、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）に基づき本件請求を行った。

これに対し、実施機関は、公文書が存在しないため請求に応じられないとして、旧条例第8条第2項の規定及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成13年千葉県教育委員会規則第3号）による廃止前の千葉県教育委員会管理する公文書の公開に関する規則（昭和63年千葉県教育委員会規則第10号）第2条の3第2項の規定により本件決定を行ったところ、平成11年7月27日付けでそれぞれ異議申立てがされたものである。

##### 2 本件決定について

実施機関は、本件請求に係る文書は公文書には該当しないと説明するので、以下検討する。

(1) 実施機関は、本件請求に係る文書について、一時的・便宜的に作成したものであって、個人名や係・班等名で発したものであるから、決裁権者による決裁は受けておらず、必要がなくなれば担当者自ら破棄する等の処理をしていることから、組織的に管理されたものではなく、公文書には該当しないと説明する。

(2) 旧条例第2条第2項は「『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は収受した文書、図画及び写真であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。」と規定しており、旧条例において公開請求の対象となる文書は「決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの」である。

(3) しかしながら、旧条例の解釈運用基準である千葉県公文書公開条例解釈運用基準（昭和63年制定）には「『決裁、供覧等の手続』とは、決裁及び供覧のほかこれに準ずる手続及びこれらに付帯する発送、公告、縦覧等の施行手続をいう」とあり、決裁、供覧等の手続を終了した公文書を送付するための事務連絡文書も対象となりうる趣旨と考えられ、形式的に決裁を終了していないことのみをもって公文書から除外される趣旨とは考え難い。

また、本件請求に係る文書は、一か月の期間内に作成された事務連絡文書を求めるものであるから、本件請求に係る公文書が全く存在しなかったことも考え難いものである。

(4) そこで、当審査会で実施機関に対し、改めて前記(3)の趣旨を踏まえ公文書の存否について確認を求めたが、請求の趣旨を満たす公文書は確認できなかったとのことであった。

当審査会としては、請求の趣旨を満たす文書は存在しないとする実施機関の説明を覆すに足る事情も見だし難いため、これを是認するほかなく遺憾ながら結果的に実施機関の決定を妥当と判断せざるを得ないものである。

### 3 結論

以上のことから、本件請求に係る公文書は存在しないものと認められるので、結果的に実施機関が行った本件決定は妥当である。

### 4 附言

前記2のとおり、本件決定は、公文書の範囲を狭く解釈したものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を十分尊重した決定とは言い難いものであった。

実施機関においては、情報公開制度の趣旨を十分踏まえ、制度の適切な運用に努めるよう附言する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15. 6. 16	諮問書の受理
15. 7. 18	実施機関の理由説明書の受理
15. 9. 29	異議申立人の意見書の受理
20. 12. 16	審議 実施機関から口頭理由説明の聴取
21. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成21年1月27日現在)